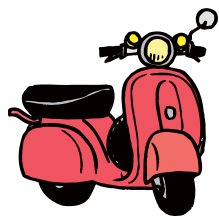


軽自動車・原動機付自転車は 3月末までに廃車の手続きを



軽自動車や原動機付自転車は、すでに使わなくなったり、放置や廃棄処分、譲渡をされている場合でも、廃車の届出をされていないと、平成30年度以降も軽自動車税が課税されます。届出がまだの方は、3月末までに手続きをしてください。

■届出先

●原動機付自転車（125cc以下のオートバイ）・農耕作業車・小型特殊作業車…市民税課（☎23-5111）、淀江支所地域生活課（☎56-3114）

●軽自動車…軽自動車検査協会鳥取事務所（鳥取市安長77番地1 ☎050-3816-3082）

●軽二輪（125ccを超え250cc以下のオートバイ）…鳥取県軽自動車協会（鳥取市安長77番地3 ☎0857-28-7021）

●二輪の小型自動車（250ccを超えるオートバイ）…鳥取運輸支局（鳥取市丸山町224番地 ☎050-5540-2070）

■問合せ 市民税課（☎23-5111、FAX23-5397、Eメール：shiminzei@city.yonago.lg.jp）

農耕作業車・小型特殊作業車は 登録が必要です



トラクター・乗用装置付きのコンバインなどの農耕作業車や、フォークリフトなどの小型特殊作業車は、道路を走らなくても、ナンバープレートを付けてはなりません。

ナンバープレートを付けていない方は、市民税課または淀江支所地域生活課で登録の手続きをしてください。

●登録に必要なもの 販売証明書（車名・車体番号・型式認定番号・総排気量の記載があるもの）、印鑑（ゴム印・スタンプ印を除く。）

●手続き場所 市民税課（☎23-5111）
淀江支所地域生活課（☎56-3114）

※軽自動車等の登録、廃車等変更があった場合、納税義務者から軽自動車税申告書の提出が必要です。

※軽自動車等が破損、解体等でナンバーが返還できない場合でも、税金を止める手続きが必要です。

■問合せ 市民税課（☎23-5111、FAX23-5397、Eメール：shiminzei@city.yonago.lg.jp）

学生消防団活動認証制度を制定

大学等の在学中に消防団員として活動した方の就職活動を支援するため、顕著な実績を収め、地域社会に貢献した功績を市が認証する制度で、これにより消防団員の加入を促進するなど消防団の充実強化を図ります。

本市には地域の消防団で活躍している学生もおられます。一緒に自分の住んでいる地域を守りましょう。皆さんの入団をお待ちしています。

要綱は米子市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

◎学生消防団員の声

「学生団員として地域に貢献していきます！」

私が消防団に入ったきっかけは、これから社会にかかわっていく身で自分の勉強のために何かしたいと思っていたところ、自分の町の消防団で団員を募集していると聞き、これは社会勉強のいい機会だと思ったからです。最初のころは、自分に何ができるのか不安でした。しかし、私を温かく受け入れ、わからないことを一つずつ教えてくださったことで少しずつ活動について知ることができ、これからの活動に自信を持つことができました。

■問合せ 防災安全課
（☎23-5328、FAX23-5387）

公の施設の指定管理者を指定しました

米子市では、平成18年4月から公の施設の管理に「指定管理者制度」を導入し、現在61施設に制度を適用しています。そのうち1施設の指定期間の満了に伴い、平成30年4月からの新たな指定管理者を指定しました。

「指定管理者制度」とは、市が指定した民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などに、公の施設の管理を行なわせる制度です。

今回の指定については、この制度を適用する公の施設の指定管理者候補者を昨年10月に選定し、市議会12月定例会での議決を経て、指定管理者を指定しました。

指定管理者による施設管理に当たっては、施設における基本的なサービス水準の維持・向上が図られるよう、市が指定管理者を指導・監督し、これまで以上に効果的で効率的な施設管理に努めていくこととしています。

| 施設の名称 | 指定管理者の名称 | 指定期間 | 担当課 |
|-------------|--------------|------|---|
| 米子勤労者体育センター | ファミリーイナダ株式会社 | 1年間 | 商工課 (☎23-5216、 FAX22-6106、 Eメール：shoko@city.yonago.lg.jp) |

詳細については、施設の担当課にお問い合わせください。

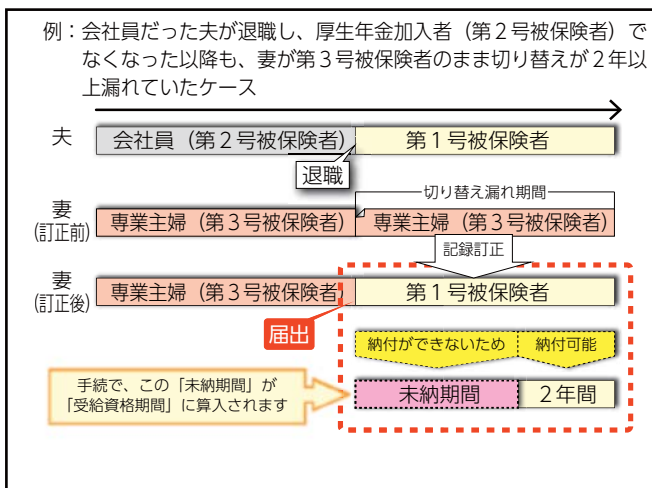
国民年金第3号被保険者の 特定期間・特例追納制度のご案内

◎特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

| 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | 第3号被保険者 |
|-------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など | 会社員・公務員など | 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者 |

この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかつた期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。（ただし、年金額には反映しません。）



◎特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができます場合があります。

（既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。）

【特例追納の対象期間】

- 特例追納する時点で60歳未満の方：承認があった月前10年以内の期間
- 特例追納する時点で60歳以上の方：50歳以上60歳未満であった期間

くわしくは、ねんきん加入者ダイヤルまたは米子年金事務所までお問い合わせください。

■ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

※050から始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525

■米子年金事務所

☎34-6111 【音声案内②→②】

FAX22-4842

請求の締切が迫っています

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のご案内

現在、戦没者等のご遺族に対する第10回特別弔慰金の請求を受け付けていますが、請求の締切が、4月2日までとなっています。対象となる方で請求がまだの方は、お早めに手続きをお願いします。

■支給対象者

平成27年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」を受け方がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人です。＊条件により支給順位は変動します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ※戦没者死亡当時生まれていること
- 4 1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等） ※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していること
- 5 1から4までの方が、平成27年4月1日以降に亡くなられた場合は、その相続人

■支給内容 額面25万円の5年償還の記名国債

■請求期間 平成30年4月2日（月）まで

■請求窓口・問合せ

障がい者支援課

☎23-5549、FAX23-5393

申請の締切迫る！

新規学卒者の利息付き奨学金の 返還に伴う利息分の一部助成制度

米子市では、平成26年4月1日以降に大学等（学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程））を卒業し、卒業した年度以後に米子市に転入し、現在も居住し就労している方に対して、その大学等に在学中の修学に係る奨学金の返還に伴う利息分の一部を助成します。

■申請の受付期限 平成30年2月末まで

くわしくは米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/17573.htm>）でご確認いただくか、商工課までお問い合わせください。

■申請・問合せ 商工課

☎23-5216、FAX22-6106